

基本目標						
施策						
事業名	事業概要	区分	事業の実施者	主管課	令和2年度事業予定	令和3年度事業予定
12 理解に向けた取組	LGBTやSOGIの理解を広めるため、ガイドラインを作成するとともに、理解促進のための研修等を実施する。	新規	市/事業者等	男女平等推進センター	LGBTや性の多様性理解のための職員実務者研修を実施し、職員の理解促進を図る。	A LGBTや性の多様性理解のための職員研修を実施し、職員の理解促進を図る。 （※）新型コロナウイルス感染症の大防止のため、縮しながらも工夫し事業を実施したものを持む。
（2）性的マイノリティ等への支援(新規)						
13 学校教育における個別的支援	性的マイノリティなどについて、児童生徒の人権の尊重を最大限に考慮し、ニーズに基づいた個別対応を行うとともに、教員相談と連携し、個別の支援を図る。	継続	市民	指導課	引き続き、性同一性障害等に配慮した適切な指導ができるよう、東京都人権教育指導推進委員会での内閣府や市派遺相談員と連携し、個別的なマイノリティに限らず、スクールカウンセラーや市派遺相談員による相談を図る。	B 引き続き、性同一性障害等に配慮した適切な指導ができるよう、東京都人権教育指導推進委員会での内閣府や資料の情報を共有する。また、スクールカウンセラーや市派遺相談員と連携し、個別的な支援を図る。
14 にじいろ相談の実施	当事者やその周囲の人々を対象とした専門相談を実施する。	新規	市民	男女平等推進センター	むさしのにじいろ電話相談(性的指向・性自認に関する相談)を実施した。また、にじいろ電話相談による相談に加え、電話による相談受付も開始した。毎月第2水曜日午後5時30分～8時30分相談件数、38件(うち面談2件)。コロナウイルス感染拡大防止のため、面談受付4月開始を延期し、5/27開始とした。)	A むさしのにじいろ電話相談(性的指向・性自認に関する相談)を実施する。また、相談実施の広報を行っていく。
15 パートナーシップ制度(仮称)の検討	同性婚等を公的に認めるパートナーシップ制度(仮称)の導入を検討する。	新規	市民	男女平等推進センター	男女平等推進審議会での諮詢を受け、男女平等推進審議会で審議を行った。パートナーシップ制度導入申請書の答申を行った。報告書作成にあたっては審議会を10回開催すると共に、パブリックコメント(12/15～1/4名(23件))、市民説明会(12/9～12/21延べ14名)も実施し、広く意見を求め審議を行い、報告書をまとめた。	A 男女平等推進審議会からの答申を踏まえ、パートナーシップ制度導入申請書をまとめ、制度導入を目指し検討を進めます。